

令和元年10月1日から 幼児教育・保育の無償化がスタート

対象者・利用料

満3歳から5歳児(小学校就学前)までの子どもの
利用料が月額25,700円まで無償となります。

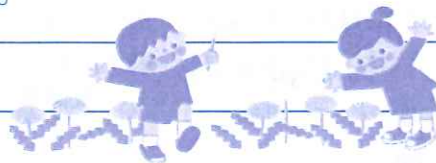


- 実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費等)は、無償化の対象外となり、保護者負担となります。
- 幼児教育、保育無償化に伴い、副食(おかず・おやつ等)の費用の補足給付制度が新設され、月額4,700円まで無償となります。対象は年収約360万円未満相当世帯の子どもと第3子※以降の子どもです。
※小3までの子どもから順に第1子、第2子とかぞえて、第3子以降の子ども ※市町村によって違いあり
- 入園初年度に限り、月額の保育料に加え、入園料を月額に換算した額を合わせ、月額25,700円まで無償となります。

預かり保育

保育の必要性のある3歳児(3歳になった日から最初の4月1日以降)から
5歳児(小学校就学前)、までの子どもの利用料が月額
11,300円※まで無償となります。

※利用日数に応じて上限額は変動します(1日あたりの上限額は450円です)。



私立幼稚園を利用するすべての子どもが施設等利用給付認定が必要となります。

園から配布される案内をご確認いただき、必要書類を園に提出してください。

お問い合わせ先



幼稚園または、各市町村へ